

平成 2 9 年第 2 回定例会

小清水町議会会議録

平成29年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年3月7日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発議第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発議第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 3号 小清水町廃棄物処理場条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 4号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 5号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 6号 小清水町農業資材等保管施設設置条例を廃止する条例制定について
- 第12 議案第 7号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 8号 平成28年度小清水町一般会計補正予算（第9号）について
- 第14 議案第 9号 平成28年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第10号 平成28年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第11号 平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第12号 平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第13号 平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第19 議案第20号 小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第20 議案第21号 住居表示の実施区域及び方法について
- 第21 議案第22号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 第22 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第23 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第24 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第25 議案第14号 平成29年度小清水町一般会計予算について
- 第26 議案第15号 平成29年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第27 議案第16号 平成29年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第28 議案第17号 平成29年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第29 議案第18号 平成29年度小清水町簡易水道特別会計予算について
- 第30 議案第19号 平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
出納室長	加藤友幸君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	久保弘志君
建設課長	斉藤高広君
子育て支援課長	河西定博君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
選挙管理委員会事務局長	権藤結君
農業委員会事務局長	久保弘志君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	服部まどか君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成29年第2回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
3番 八木勝正議員 8番 林幸雄議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長。
- 議長（坂田秀昭君）はい、7番。
- 議会運営委員長（高橋隆文君）はい7番、議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
本定例会を開催するにあたりまして、去る3月1日と本日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、町長から提出されている議案24件であります。その内容につきましては、一般議案が11件、補正予算6件、条例制定6件、同意1件、発議と報告も予定されております。
従いまして、提出議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期は、本日3月7日から3月14日までの8日間とすることが妥当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。
- 議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって会期を本日から3月14日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を、中野事務局長から報告させます。
- 事務局長（中野也寸志君）はい、諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配布しております。
本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に平成29年度予算編成方針を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

はい、林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

3月に入りまして、朝夕の厳しい寒さは残っているものの、周期的な気温の変化を繰り返しながら、春の訪れが感じられるようになってまいりました。向こう3ヵ月予報によりますと、気温は平年並みか高めの日が多く、全般に季節の歩みは早まりそうとのことでありまして、季節が穏やかに経過していくことを願っているところであります。

そうした本日、平成29年第2回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、時節柄公私とも何かとご多用のなか、全員のご応召を賜り、平成29年度当初予算をはじめ町政の重要案件についてのご審議をいただきますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例町議会にご提案させていただきます案件でございますが、条例関係につきましては、廃棄物処理場条例の一部改正など条例の改廃6件、次に、過疎地域自立促進市町村計画の変更について、住居表示の実施区域及び方法について、オホーツク町村公平委員会規約の変更について各1件、人事案件は、人権擁護委員候補者の推薦など3件、補正予算は、平成28年度国の補正予算に関連して翌年度に繰り越して活用する事業予算の追加のほか、最終執行見込みによる計数整理を含めた一般会計など各会計補正予算6件、更に、平成29年度一般会計など新年度の各会計予算6件、合わせて24件をご提案することとしております。

各案件につきまして、よろしくご審議のうえ原案にご協賛下さいますようお願い申し上げまして、定例町議会開会にあたりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配布しております報告書のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

はじめに、林幸雄総務文教常任委員長長の報告を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

○総務文教常任委員長（林幸雄君）はい8番、平成28年3月8日開催をされました、第2回町議会定例会におきまして、本委員会に付託を受けました事務調査につきまして報告をいたします。

議案書5ページでございますが、別紙1に記載の付託事件につきまして、調査の経過及び結果のとおり、16日間にわたりまして委員会を開催をいたし、調査をいたしました。

主な、調査項目といたしましては、リサイクルセンターの現地調査を始めといたしまして、合葬墓、住居表示の進行状況、小中一貫教育、社会教育施設利用状況、防災計画の確認、河川の管理状況、町有財産の管理・運営、平成27年度財政状況などにつきまして調査を行ったものでございます。各担当者からの説明などを受けたものでございます。

以上、報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）次に、八木勝正経済厚生常任委員長長の報告を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○経済厚生常任委員長（八木勝正）はい3番、経済厚生常任委員会所管事務調査報告について。

平成28年3月8日開会の第2回町議会定例会において、本委員会に付託を受けました事務調査について報告いたします。

議案書6ページ別紙2に記載の付託事件について、調査の経過及び結果のとおり、13日間にわたり委員会を開催し調査をしました。

主な、調査項目としましては、台風被害の現地調査をはじめ、災害復旧状況の確認、はなやか小清水売店の状況、原生花園・木道及び海岸線視察、農作物の作況調査、公共事業町道整備等について現地調査を行い、担当者の説明を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

改正内容でございますが、改正案の第2条の2につきましては、育児休業法の改正に伴い、育児休業の対象となる子どもに、児童福祉法で定められています里親に委託されている児童を加えるものでございます。

つぎの第3条及び3枚目の第11条につきましても、育児休業法の改正に伴うものでございまして、再度の育児休業及び短時間勤務をすることができる要件に、養子縁組が成立しなかった場合や里親としての委託が解除された場合を特別の事情として追加するものでございます。

つぎのページ第24条の部分休業の承認につきましては、小学校入学前までの児童を養育するために、1日2時間以内で取得できる部分休業と同じ日に育児時間を取得する場合は、合わせて2時

間以内となりますが、介護時間についても育児時間と同様の取り扱いとするものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第3号、小清水町廃棄物処理場条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第3号、小清水町廃棄物処理場条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案の14ページでございます。

この条例につきましては、平成28年11月に工事が完成し、平成29年4月から使用を開始することとしている小清水町リサイクルセンターに関する規定を追加するものでございます。

内容の説明に当たりましては、別にお配りしております新旧対照表をご覧ください。

改正は、第2条の規定でございまして、ここに定める処理場の名称及び位置に、新たに小清水町リサイクルセンターを追加いたしました。また、これまでの規定にある小清水町廃棄物処理場、小清水町一般廃棄物最終処分場に名称を変更いたしまして、明確化いたしました。

以上が改正の内容でございますが、この条例につきましては、平成29年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第4号 及び 議案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第4号及び日程第10、議案第5号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今、一括上程されました議案第4号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第4号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定ですが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に準じ、本条例の所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

はじめに、改正条例第1条では、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令により改正されました規定の整備としまして、所得の規定に特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を加える改正で、条例第15条では、新旧対照表2ページのとおり、保険料所得割額の算定に係る所得において、条例第24条では、新旧対照表3ページのとおり、保険料の軽減の判定となる所得において、それぞれ規定を追加する改正となります。

次に、改正条例第2条では、健康保険法施行令等の一部を改正する政令等により改正されました規定の整備としまして、地方税法附則の改正による上場株式等に係る配当所得等の金額及び譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の規定を改正するものでありまして、条例第15条では、新旧対照表4ページのとおり、保険料所得割額の算定に係る所得において、条例第24条では、新旧対照表6ページのとおり、保険料の軽減の判定となる所得において、それぞれ改正後の規定に改め、その他、この改正に係る関連する規定において、所要の改正を行うものであります。

次に、新旧対照表8ページになります。

改正条例第3条では、低所得者層における保険料の負担軽減を拡大する措置を講じるものとしまして、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、条例第24条第1項第2号は、5割軽減において、第3号は、2割軽減において、それぞれ世帯の算定対象被保険者数に乗ずる金額を引き上げ、軽減を拡大する規定の改正を行うものでございます。

最後に附則ですが、第1項において施行期日を第1条及び第2条の改正は公布の日から、第3条の改正は平成29年4月1日から施行とし、第2項は、改正条例第2条及び第3条の適用を平成29年度以後の保険料からとする経過措置を定めるものであります。

続きまして、議案第5号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

新旧対照表2ページをご覧ください。

制定附則の一部改正になりますが、介護予防・日常生活支援総合事業については、一定の時間をかけ準備する必要があることから、介護保険法改正法附則第14条の規定によりまして、市町村が条例で定める期日まで猶予され、本町においては、包括的支援事業の推進項目について、平成30年3月31日まで猶予期間を定めておりましたが、本年4月1日からの事業実施の準備が整いましたので、実施時期を前倒しする一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、第17項から第19項にそれぞれ規定します、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制の整備、認知症施策の推進と、3つの事業の実施を、いずれも平成29年4月1日からとする規定に改正するものでございます。

その他、1ページに戻りまして、第6条では、介護保険法の規定を引用する条項の整理を、第17条では、引用する地方税法の法令番号の追加と、文言の整理を合わせて行う一部改正となります。

最後に改正附則でございますが、条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第6号

○議長(坂田秀昭君) 日程第11、議案第6号、小清水町農業資材等保管施設設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保産業課長。

○産業課長(久保弘志君) ただ今上程されました、議案第6号、小清水町農業資材等保管施設設置条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。

農業資材等保管施設につきましては、平成18年度に国営畑地帯総合土地改良パイロット事業小清水地区で建設したところでございます。

本施設は、畑地かんがいに活用するリールマシン等を保管することを目的として建設されたものでありますが、当初よりJAこしみずの資材保管庫として活用されているところでございます。

この施設が、国から町へ財産譲与されて以降の平成19年7月1日から平成29年3月31日までの10年間は、指定管理者制度を活用のうえJAこしみずが管理しているものでありますが、本年度末をもってこの期間が満了するところでございます。

このことから、今後の財産の取扱いにつきましてJAこしみずと協議したところでございますが、その結果は、土地・建物ともに平成29年4月1日付で町からJAこしみずへ無償譲与したいと考えているところでございます。

従いまして、当該施設はJAこしみずの財産となりますことから、本条例を廃止するものでございます。

最後に附則でございますが、施行日を無償譲与することとなる平成29年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第7号

○議長(坂田秀昭君) 日程第12、議案第7号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤建設課長。

○建設課長(斉藤高広君) ただ今上程されました議案第7号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本改正は、条例で規定する町道の占用料の額を見直すものでございます。

道路占用料の額につきましては、土地価格の水準を勘案して算定することとされており、今回地価の動向を踏まえ、道路法施行令の一部改正が行われたところでもあります。

本町の道路占用料の額につきましては、只今の道路法施行令に準拠した額を設定しておりますことから、今回、同施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきまして、お手元の新旧対照表をご覧ください。

条例別表の占用料の単価を、表に記載のとおり改正するものでありますが、占用物件欄の法第32条第1項第1号に掲げる工作物とは、電柱や電線など、これに類する工作物でございまして、この中の第1種電柱では1本あたり年310円から300円に改めるものであります。

以下、ご覧のと通りの単価となっておりますが、物件の法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、水道管や下水道管など、これに類する物件であります。

次に裏面の2ページの中程になりますが、法第32条第1項第6号に掲げる施設とは、お祭りの露店などであります。

次の令第7条第1号に掲げる物件とは、看板や標識、旗ざおなどでございます。

次の令第7条第4号及び第5号に掲げるものとは、工事用の板囲いや足場などになります。

次の上記以外のいずれにも該当しないものは、町長がそのつど定めるとしてあります文言については、つどという字句をこの機会に漢字に改めるものであります。

最後に附則といたしまして、本条例の施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行するものとしてあります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第8号 乃至 議案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第8号乃至、日程第18、議案第13号、平成28年度小清水町一般会計補正予算第9号について、平成28年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、平成28年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算第4号について、平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第3号について、平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今一括上程されました議案第8号乃至、議案第13号平成28年度小清水町各会計補正予算、はじめに議案第8号平成28年度小清水町一般会計補正予算第9号について、ご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4880万5千円を追加し、予算の総額を56億9624万3千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は、国の交付金予算繰越に伴い実施する個人番号カード交付事業、平成2

8年度国の補正予算第2号に関連した臨時給付金給付事業及び産地パワーアップ事業の他、道営事業の繰り越しに伴います道営草地畜産基盤整備事業、道営農地整備事業の5件の事業につきまして、翌年度に繰り越し、事業の執行を行うこととし追加するものでございます。

次のページ、第3表地方債補正の1追加は、オホーツク海岸道路整備事業の過疎対策事業債の追加と、2変更は、道営草地畜産基盤整備事業債は、当該年度分の減額及び繰越事業実施による追加分との差額の変更を、濤沸湖木道整備事業債及び小清水市街東第2裏通り整備事業債につきまして、事業費の確定に伴いまして、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳出予算についてですが、執行見込額残額や事業費確定等による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみ説明させていただきます。

主要施策調と合わせてご覧願います。

補正予算書18ページになります。

はじめに、1款議会費は、9節旅費で、費用弁償の執行額確定に伴い32万2千円を減額計上。

次に、補正予算書同じく18ページ、主要施策調1ページ及び2ページになります。

2款総務費ですが、1項総務管理費は、1目一般管理費で、2節給料から19節負担金補助及び交付金まで、職員の新規採用に伴う各経費追加のほか、確定による執行残をそれぞれ減額、2目町民活動推進費は、19節負担金補助及び交付金において自治会振興費補助金の執行残24万3千円減額、次のページになります、4目財産管理費、11節需用費で、燃料費及び建物等修繕料の執行残合わせまして1100万円減額、6目企画広報費は、13節委託料から19節負担金補助及び交付金において、確定による執行残をそれぞれ減額、11目住民センター費は、11節需用費において燃料費の執行残20万円減額、総務管理費合わせまして1535万7千円減額計上。

2項2目賦課徴収費、23節償還金利息及び割引料で、過誤納金払戻金の執行残1200万円減額計上。

次のページになります、3項1目戸籍住民基本台帳費は、1節報酬から13節委託料まで、確定による執行残をそれぞれ減額、19節負担金補助及び交付金は、第2表繰越明許費補正で説明いたしました個人番号カード交付事業を一部繰り越し予算で実施することとし、当該年度実施分を合わせまして通知カード・個人番号カード関連事務負担金69万円追加計上、戸籍住民基本台帳費合わせまして38万2千円追加計上。

5項1目統計調査費、1節報酬は、経済センサス調査員数の減に伴い統計調査員報酬13万4千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。

補正予算書、21ページ、主要施策調3ページから10ページになります。

3款民生費は、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金は、当該年度実施分の給付実績による減額と繰越明許費による差額分として臨時福祉給付金112万2千円減額、20節扶助費は、確定に伴う執行残をそれぞれ減額、3目老人福祉費は、8節報償費から20節扶助費まで、確定による執行残をそれぞれ減額、7目地域安全対策費につきましても9節旅費から18節備品購入費まで、確定による執行残をそれぞれ減額、9目高齢者生活福祉センター費は、11節需用費で、不足している女性用トイレを増設することとし、建物等修繕料117万7千円追加、19節負担金補助及び交付金で、施設で使用している業務用冷凍庫が故障により使用不能となり新規に購入を行ったことから、町において応分の負担を行うこととし施設整備事業交付金37万3千円追加計上。

次のページになります10目介護保険対策費は、13節委託料から28節繰出金まで、確定による執行残をそれぞれ減額、社会福祉費合わせまして2341万6千円減額計上。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、1節報酬及び9節旅費において確定による執行残をそれぞれ減額、2目児童措置費、20節扶助費は、確定による児童手当972万円を減額、3目子育て支援費は、7節賃金で臨時職員賃金の執行残50万9千円減額、18節備品購入費は、放課後子ども教室の備品について、国の第2次補正予算で追加された子育て環境整備に係る補助金を活用し備品を整備することとし36万2千円追加計上、4目保育所費は、7節賃金から13節委託料まで、

執行残をそれぞれ減額、次のページになります、5目へき地保育所費につきましても13節委託料で執行残を減額、児童福祉費合わせまして1253万円減額計上するものであります。

補正予算書、同じく23ページ、主要施策調11ページから14ページになります。

4款衛生費は、1項保健衛生費、2目健康推進費で、13節委託料において予防接種業務委託料及び検診業務委託料執行残合わせて400万円減額、3目母子衛生費、13節委託料につきましても妊婦一般健康審査業務委託料の執行残50万円減額、4目医療保険費は、12節役務費から20節扶助費及び28節繰出金において確定により執行残をそれぞれ減額、23節償還金利子及び割引料につきましても、平成27年度未熟児養育医療費等国庫負担金額の確定に伴い返還義務が生じたことから国・道支出金返還金5万9千円追加計上、5目環境衛生費は、9節旅費及び次のページになります、19節負担金補助及び交付金において確定による執行残をそれぞれ減額、保健衛生費合わせまして3780万5千円減額計上するものであります。

補正予算書、同じく24ページ、主要施策調15ページから24ページになります。

6款農林水産業費は、1項農業費、3目農業振興費で、16節原材料費において、台風11号等大雨による農地被害等復旧用火山灰の利用実績減により原材料購入費160万円減額、19節負担金補助及び交付金は、各種補助金の執行残を減額計上する他、繰越明許費補正で説明いたしました国の補正予算第2号による事業採択を受けた産地パワーアップ事業費補助金1億6237万7千円追加計上、4目畜産振興費、15節工事請負費は、町営牧場場長住宅解体工事請負費の執行残7万2千円減額、次のページになります、19節負担金補助及び交付金で、各負担金の執行残をそれぞれ減額計上するほか、繰越明許費事業として実施する道営草地畜産基盤整備事業負担金1249万2千円追加及び不足が見込まれる北海道土地改良事業団体連合会負担金2万円追加計上、5目農業農村基盤整備推進費は、9節旅費から15節工事請負費において、各執行残をそれぞれ減額計上、19節負担金補助及び交付金は、繰越明許費補正で説明いたしました道営農地整備事業負担金において、本年度執行事業費減額及び繰越明許費追加分の差し引き370万4千円減額計上するほか、各負担金の事項精査による追加ないし減額計上、6目活性化センター費は、12節役務費から18節備品購入費において、各執行残を減額計上、農業費合わせまして1億6336万7千円追加計上、次のページになります、2項林業費、2目林業振興費は、1節報酬から19節負担金補助及び交付金において、それぞれ執行残を減額、3目町有林費におきましても、11節需用費から15節工事請負費において、それぞれ執行残を減額計上、林業費合わせまして171万8千円減額計上、3項水産業費、1目水産振興費は、19節負担金補助及び交付金で濤沸湖産カキ貝町民即売会負担金執行残8万3千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。

補正予算書、27ページ、主要施策調25ページから27ページになります。

7款商工費は、1項2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金は、年度内執行に不足が見込まれる地域経済活性化事業費補助金262万円追加計上、商業起業化支援・活性化事業費補助金は、本年度申請予定事業が翌年度実施に変更となったことに伴い、259万円減額計上、3目観光振興費は、11節需用費から19節負担金補助及び交付金までにおいて、それぞれ執行残を減額計上、商工費合わせまして356万7千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。

補正予算書、28ページ、主要施策調28ページ及び29ページになります。

8款土木費は、1項土木管理費、1目土木総務費、9節旅費は執行残を減額計上、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は、9節旅費から19節負担金補助及び交付金までにおいて、執行残をそれぞれ減額計上、2目道路新設改良維持費は、11節需用費から17節公有財産購入費までにおいて、執行残をそれぞれ減額計上、次のページになります、同じく2目道路新設改良維持費、19節負担金補助及び交付金は、不足が見込まれる北海道土地改良事業団体連合会負担金2万2千円追加計上するほか、道営農道整備事業負担金は事業費の確定に伴い143万1千円減額計上、22節補填補償及び賠償金は、町道等整備事業支障物件補償費執行残90万円減額計上、3目源泉管理費、11節需用費につきましても消耗品費の執行残を減額計上、道路橋梁費合わせまして1096万6

千円減額計上、3項1目住宅管理費につきましても、11節需用費において消耗品費及び光熱水費の執行残合わせまして46万4千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。

補正予算書30ページ、9款消防費につきましても、執行残の減額計上を行うものでございます。

次に、補正予算書、同じく30ページから32ページまで、主要施策調30ページになります。

10款教育費につきましても、各計上科目ともに執行残の減額計上を行うものでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして歳入予算ですが、10ページにお戻り下さい。

はじめに11款分担金及び負担金は、1項1目農林水産業費分担金で、畑地かんがい施設維持管理費用の実績精査により町営土地改良事業分担金3万3千円追加、道営農地整備事業分担金は、現年度執行の事業費減及び繰越事業実施による増の差し引き額として23万4千円減額、道営草地畜産基盤整備事業分担金につきましても現年度執行分及び繰越事業実施により6万4千円追加、分担金合わせまして13万7千円減額計上。

2項1目民生費負担金は、利用実績に伴い生きがい活動支援通所事業利用負担金16万5千円減額計上を行うものであります。

次に、13款国庫支出金は、1項1目民生費国庫負担金で、障がい者介護給付費等負担金など事業実績に伴う減額その他、給付費負担対象額の増に伴い、子どものための教育・保育給付費負担金307万8千円追加計上、次のページになります、2目衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴い14万5千円追加、国庫負担金合わせまして644万3千円減額計上、2項1目総務費国庫補助金は、繰越事業費を含む個人番号カード交付事業費補助金69万円追加するほか、事業実績に基づき、社会保障・税番号制度システム整備費補助金5万5千円減額計上、2目民生費国庫補助金は、事業実績に基づき地域生活支援事業費補助金31万8千円減額計上、子ども・子育て支援交付金は、交付金対象経費の増に伴い71万円追加、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金、臨時福祉給付金事業補助金、経済対策臨時福祉給付金事業費補助金は、額の確定及び繰越事業費精査により減額ないし追加を、放課後子ども教室設備整備推進事業費補助金は、国の第2次補正予算活用による施設整備補助金として歳出同額の36万2千円追加計上、3目衛生費国庫補助金は、浄化槽整備事業費の確定に伴い循環型社会形成推進交付金32万3千円減額計上、4目土木費国庫補助金は、交付金の対象事業である橋梁長寿命化工事などの事業費確定に伴い社会資本整備総合交付金860万円追加計上、5目教育費国庫補助金は、支給対象児童生徒の確定に伴い特別支援教育就学奨励費補助金2万円減額計上、国庫補助金合わせまして852万4千円追加計上するものであります。

次のページになります。

3項1目総務費国庫委託金は、対象経費の確定に伴い参議院議員通常選挙費交付金54万5千円減額計上するものであります。

次に、14款道支出金、1項1目民生費道負担金で、国庫負担金同様に障がい者自立支援医療費負担金など事業実績に伴う減額その他、国庫支出金同様に、給付費負担対象額の増に伴い、子どものための教育・保育給付費負担金153万9千円追加計上、2項衛生費道負担金につきましても、国庫負担金同様に国民健康保険基盤安定負担金42万1千円追加計上する他、後期高齢者医療基盤安定負担金につきましても、対象経費の確定に伴い84万6千円減額計上、道負担金合わせまして174万3千円減額計上。

次のページになります。

2項1目民生費道補助金は、事業費等確定に伴う減額その他、国庫支出金同様に交付金対象経費の増に伴い子ども・子育て支援交付金71万円追加計上、3目衛生道補助金は、医療費給付事業の確定に伴い各補助金を減額計上、4目農林水産業費道補助金で、事業費確定に伴う増減の他、食料供給基盤強化特別対策事業費補助金は、道営草地畜産基盤整備事業及び道営農地整備事業に係る現年度執行の事業費減及び繰越事業実施による事業費増の差し引き額15万5千円減額、農業経営高度化促進事業補助金につきましても、現年度執行分及び繰越明許費分の差し引き額216万円減額、

産地パワーアップ事業費補助金は、繰越明許費事業に係る特定財源といたしまして歳出同額の1億6237万7千円追加計上、4目商工費道補助金は、濤沸湖木道整備に係る事業費確定に伴いまして160万8千円追加計上、道補助金合わせまして1億5777万円追加計上するものであります。

次のページになります。

14款道支出金、3項1目総務費道委託金は、対象経費の確定に伴い海区漁業調整委員会選挙費交付金80万9千円減額計上。

15款財産収入、2項2目不動産売払収入は、9区北分譲地及び浜小清水団地分譲地売り払いによる分譲宅地売払収入377万5千円追加、町有地売払収入は、旧旭野小学校グラウンド敷地をヤママーアグリジャパン株式会社に売却することとし600万円追加計上、3目立木売払収入は立木売払収入額の実績額31万5千円追加、財産売払収入合わせまして1009万円追加計上するものであります。

次に17款繰入金は、1項1目財政調整基金繰入金で、平成28年度当初予算編成において財源不足補てん分として予算計上しておりましたが、決算見込みとして財源の留保が見込まれることから、9000万円全額減額計上、4目農畜産振興基金繰入金は、町営牧場トラクター更新事業に対して繰り入れしておりましたが、トラクターの取得費減額に伴い61万4千円減額、基金繰入金合わせまして9061万4千円減額計上するものであります。

次のページになります。

18款繰越金は、財源調整分といたしまして6114万5千円減額計上。

19款諸収入は、3項4目道営事業団体負担金で、道営農地整備小清水南地区の本年度事業執行分に係る清里町負担分の確定額として、食料供給基盤強化特別対策事業負担金26万7千円追加計上、6目自治総合センター助成金は、自治会振興事業で購入した除雪機械の購入費用減額に伴いコミュニティ助成事業助成金29万6千円減額、団体支出金合わせまして2万9千円減額計上、4項1目雑入は、4節保険料収入で、収入実績として56万円減額、11節斜網地域維持管理協議会は、負担金額精算により27万8千円減額、14節基幹水利施設管理事業受託金は、畑地かんがい施設の維持管理に係る関係市町負担分精算として管理事業関係市町事務受託金37万9千円追加計上。

次のページになります、15節町営土地改良事業負担金は、畑地かんがい施設の維持管理に係る斜里町・清里町の属地負担分精算として1万円追加計上、雑入合わせまして44万9千円減額計上するものであります。

20款町債は、第3表地方債補正でご説明いたしましたとおり、事業費の追加・確定等によります増減で、総額3450万円追加計上するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第9号、国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の37ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4284万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億6382万9千円とするものでございます。

46ページをお開き下さい。

まず、歳出予算の補正ですが、1款総務費3項運営協議会費は、執行見込額の精査により5万4千円を減額計上するものです。

2款保険給付費は一般被保険者に係る医療費で、前年度に見られた増加傾向が落ち着き、若干の減少傾向にあることから、療養給付関係諸費において給付推計等により減額計上することとし、1項療養諸費合計で1948万円、次のページ、2項高額療養費で、732万8千円減額計上するほか、執行見込額精査によりまして、4項出産育児諸費126万円を減額計上するものです。

3款後期高齢者支援金から、次のページの7款共同事業拠出金につきましては、いずれも今年度の額が確定しましたことから、それぞれの確定額で減額又は追加計上するものでございます。

次に、49ページ、8款2項保健事業費は、一般被保険者予防接種事業負担金としまして、道の特別調整交付金の決定を受けたインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種事業分として、国保加入者の接種実績177名分、55万5千円の国保会計負担分を、一般会計へ振り替える予算を追加、10款1項償還金は、平成27年度療養給付費等及び保健事業費の実績による額の確定があり、国・道の負担金において超過交付となっている総額16万3千円を、返還金として追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして41ページをお開き下さい。

1款1項国民健康保険料は、一般被保険者、退職被保険者等それぞれ後期高齢者支援金分など、各区分毎の保険料の最終調定見込額から推計し、320万5千円を減額、2款国庫支出金以降、43ページの6款共同事業交付金につきましては、医療費の負担見込額から算定基準に基づく額の確定、未確定なものについては推計を行い、それぞれ減額又は追加計上するものでございます。

44ページになります。

8款1項一般会計繰入金ですが、当初4000万円を計上しておりました保険料軽減対策分につきまして、前年度からの繰越金で一部をまかない、一般会計からの負担を2000万円とし、差し引き2000万円を減額するほか、歳出執行見込額の精査並びに国保基盤安定負担金等の額の確定に伴います追加・減額を加えた、差引1996万円を減額、一つ飛びまして、10款諸収入2項預金利子は、歳計現金預金の利率の変更により9千円を減額し、財源調整としまして、9款繰越金で78万7千円追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の52ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8398万6千円とするものでございます。

57ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、広域連合からの額の確定通知によります事務費負担金46万5千円減額と、保険料調定見込額の精査及び保険基盤安定負担金の確定によります、保険料等負担金175万7千円追加を合わせました総額129万2千円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして55ページ。

1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込額から現年度分保険料281万9千円を追加、2款1項一般会計繰入金は、歳出で申しあげました事務費及び保険基盤安定負担金の確定により、総額159万3千円減額、3款繰越金は、前年度繰越額の確定によりまして6万6千円を追加計上するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号介護保険特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の59ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、保険事業勘定において8600万7千円を減額、サービス事業勘定においては30万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、保険事業勘定4億9324万円、サービス事業勘定1991万4千円とするものでございます。

71ページをお開き下さい。

はじめに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、2款1項介護サービス等諸費は、居宅介護、地域密着型介護、施設介護及び特定入所者介護それぞれの給付費で、今後の執行見込みの推計によりまして、合計で7994万6千円を減額計上するものです。

次のページになります、3款1項地域支援事業費は、住所地特例の被保険者が他市町で既に実施する介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供を受けた費用を追加するもので、4目介護予防・生活支援サービス事業費では、総合事業の利用にあたってのケアマネジメントにかかる委託料

4万6千円、総合事業のサービス費用にかかる事業費負担金12万円、合わせて16万6千円追加、5目その他諸費は、サービス費用等の請求にかかる審査支払手数料1千円、総額で16万7千円を追加、次に、4款1項基金積立金は、当初、第6期介護保険事業計画に基づく推計により予算計上していましたが、実績の精査から積立は行わず、624万9千円の減額に、基金運用利率の変更による利息分6千円を合わせた625万5千円を減額計上するものでございます。

次のページになります。

6款1項償還金は、不足が見込まれる過誤納金払戻金2万7千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして67ページをお開き下さい。

1款介護保険料につきましては、保険料収入見込みの推計により現年度分、滞納繰越分合わせまして2654万4千円減額、2款国庫支出金から 次のページ4款支払基金交付金につきましては、各介護サービス給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担金、交付金を減額し、5款1項財産運用収入では、基金運用利率の変更による預金利息6千円を減額計上するものでございます。

次のページになります。

6款繰入金ですが、1項一般会計繰入金は、介護サービス等保険給付費の見込み、地域支援事業における任意事業等の執行精査、低所得者保険料軽減の実績値に基づき、それぞれ町が負担する割合に応じた合計で1247万円減額、2項基金繰入金は、保険料減額分など一般財源の不足調整分として3121万4千円追加、7款繰越金は、額が確定をしております前年度繰越金、総務費分14万5千円を減額計上するものでございます。

続きまして78ページをお開き下さい。

サービス事業勘定歳出予算の補正ですが、1款1項居宅介護支援事業費において、執行見込額精査による事務費関係経費としまして、旅費20万7千円、付帯する諸会議負担金10万円をそれぞれ減額し、戻りまして76ページになります。

歳入予算の補正では、1款1項介護給付費収入において、居宅介護サービス事業の利用実績見込みの推計により、ケアプランにかかるサービス計画費収入198万1千円を減額し、2款1項一般会計繰入金において、居宅介護サービス計画費収入の減収分の追加及び歳出事務費関係経費の減額分として、差し引き167万4千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君） 続きまして、議案第12号、平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の80ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ432万9千円を減額し、予算の総額を1億5895万6千円とするものでございます。

82ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、上下水道管理台帳システム導入事業債につきまして、事業費の確定に伴い限度額を610万円から600万円に変更するものであります。

86ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、各計上科目とも事業費の確定及び執行減による減額計上が主でございますので、今回追加となるものなどについてのみご説明させていただきます。

1款総務費ですが、1項2目一般管理費、27節公課費で不足が見込まれる消費税納付金49万3千円追加、その他の減額分と合わせまして30万2千円追加。

2款事業費1項1目維持管理費につきましては、いずれも執行減及び事業費の確定に伴い、合わせて456万円減額。

同じく2款2項1目建設改良費につきましても、事業費の確定に伴い7万1千円減額計上するものであります。

次に、歳入でございますが、84ページにお戻り願います。

4款2項1目簡易水道事業財政調整基金繰入金ですが、決算見込みにより財源の確保が見込めることから、600万円全額減額。

5款繰越金は、財源調整といたしまして177万1千円追加。

6款町債は、事業費の確定により10万円減額計上するものであります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第13号平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

補正予算書の88ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ336万7千円を減額し、予算の総額を3億3101万4千円とするものでございます。

90ページをお願いいたします。

第2表地方債補正の変更でございますが、農業集落排水施設機能強化事業債及び上下水道管理台帳システム導入事業債につきまして、事業費の確定に伴い限度額をそれぞれ変更するものであります。

94ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、各計上科目とも事業費の確定及び執行減による減額計上が主でございますので、今回追加となるものなどについてご説明させていただきます。

1款総務費ですが、1項1目一般管理費、27節公課費で不足が見込まれる消費税納付金11万5千円追加、その他の減額分と合わせまして10万2千円追加。

2款事業費1項1目維持管理費につきましては、いずれも執行減及び事業費の確定に伴い、合わせて226万5千円減額。

同じく2款2項1目建設改良費につきましても、事業費の確定に伴い、合わせて120万4千円減額計上するものであります。

次に、歳入でございますが、92ページにお戻り願います。

2款1項1目農業集落排水事業費道補助金ですが、事業費の確定に伴い57万7千円減額。

5款繰越金は、財源調整といたしまして209万円減額。

7款町債は、いずれも事業費の確定により、合わせて70万円減額計上するものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに、議案第8号、平成28年度小清水町一般会計補正予算第9号について、質疑を受けます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番。

減額補正の時期についてお尋ねしたいんですけども、工事請負残の減額補正、今回かなりの本数で出てるんですけども、これ例えば12月だとか9月の定例議会の時にやれるようなやつがなかったのかどうか、その辺についてちょっとお尋ねをしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます、金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）補正予算計上の関係でございますけれども、工事等の契約によるもので、12月補正の時点で工期が到来し、完了検査を了したものは可能な限り12月補正予算で減額計上を行うこととしておりますが、科目や事業によっては追加工事が見込まれたり、突発的な修繕に備えるなど、速やかな対応や円滑の予算執行のためにも予算を確保しておく必要があります。そのため、単に契約残をすぐに減額補正するのではなく、契約締結以降の事業執行見込みを十分に精査した上で経理且つ突発的な事業等が生じても、補正予算によらず対応できるよう予算管理を行っており、明らかに執行残とし見込むことができる3月補正予算にて減額対応を行うこととしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、他に質疑のある方。

はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい5番。

補正予算書ですね、22ページと同じく補正予算書23ページと24ページについて3点についてちょっと伺いたいと思うんですが、最初に民生費の3款民生費2項の児童措置費のこれ確定による972万の減額というのは、これ当初児童数というのはそれほど移動があるのかなと一般的に考えるんですが、この確定の減額内容について説明をいただければと思います。

2点目ですが、次のページの4款衛生費の中に確定の減額が載ってないんですが、できれば納骨塚の事業で確か840何万かの当初予算の中で、途中あの無縁墓などの整備も行われたと聞いております。そういった関連する事業費も含めてやってこられたと思うんですが、今回のこの補正の提案の中でも説明がいただければありがたいと思います。

3点目にですね、次のページの6款農林水産業の農業振興費の16節の原材料購入費の減額、確定による減額ですが、これは申込と施工が12月いっぱいというふうに聞いていますが、春施工の希望はなかったのか、もし仮にあったとすればどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます、鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）まず初めに児童措置費、いわゆる児童手当の支給額の減額についてご説明したいと思います。

児童手当はご承知のとおり、最終的に本年2月が28年度の最終の支給月になりまして、年度末から年明けにかけて現況届というものを提出していただいた中で再精査をすることとしております。よって、補正予算策定時にはまだ確定してない部分、12月の補正ではまだまだ確定しない部分ですので、2月の支給実績の見込みをもって今年度の扶養見込み額を今回減額補正することとしたものでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）したら3番目の三角の160万、久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

災害対応にかかる原材料購入費の関係でございますが、今回利用実績の減ということで160万円減額をさせていただいているところでございます。これにつきましては、火山灰に関係する分でございますが、申込を受けまして基本的には10月末までに利用して下さいという形をお願いをしてきております。私どもの方としてはですね、1件程度春にというお話もあったというふうにお聞きをしておりますが、これにつきましてはあくまでも12月末期限でやっていることでございますので、ここで終了させていただくという形でございます。

もう一方、残土・山砂の無償提供につきましては、4月末までで使っていただきたいということでお話をしておりまして、今時点におきましては雪どけ春ですね、4月中には使うということで希望が受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

よろしいですか。はい、他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第8号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成28年度小清水町国民健康保健特別会計補正予算第2号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成28年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第10号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算第4号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第11号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第3号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第12号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第12号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号について
質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第13号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第13号、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第20号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました議案第20号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

本計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正を受け、平成28年度から平成32年度までを計画期間として、平成28年3月に町議会の議決をいただき策定したところであり、今回の計画変更につきましては、現行の搭載計画に新規事業につきまして事業追加の計画変更を行うものでございます。

議案書34ページの別紙、過疎地域自立促進市町村計画変更をご覧願います。

変更の内容は、計画本文の6、教育の振興に学校教育関連施設といたしまして、小型2台のスクールバス購入事業を追加するものです。

本計画の変更に関しましては、本年2月8日付けをもって北海道との協議が整いましたことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第20号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、議案第21号、住居表示の実施区域及び方法についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第21号、住居表示の実施区域及び方法について説明申し上げます。

議案の35ページでございます。

本案につきましては、住民生活の利便の向上のために、小清水町字小清水地区の住居表示事業を実施することについて、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施する区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めるものでございます。

住居表示の実施区域でございますが、次のページ、別図でお示ししております色づけの部分、現在の住所で字小清水の区域としております。この区域内におきましては、今の住所の表示では、場所の特定が困難となる場合が生じておりますことから、実施を計画するものでございます。

次に、住居表示の方法でございますが、法律の規定により、方法は街区方式または道路方式によるものとされておりますが、本区域での実施に適している街区方式とするものでございます。

この街区方式は、道路、河川などの恒久的な施設などによって区画された地区に街区符号を付して、その街区内にある建物に住居番号を設定する方式ですが、住居表示の実施では一般的な方法でございます。

これらの事項につきましては、小清水町住居表示審議会に諮問の結果、原案のとおり実施すべきとの答申をいただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第22号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、議案第22号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第21号オホーツク町村公平委員会規約の変

更についてご説明申し上げます。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

オホーツク町村公平委員会につきましては、自治体職員における勤務条件や不利益な処分などを審査する機関として、地方公務員法により設置が義務づけられており、本町をはじめ13の町村と4つの事務組合が共同で設置しているところでございます。

変更内容でございますが、第3条第1項につきましては、この公平委員会の代表となる共同設置団体長たる地方公共団体を清里町から大空町に変更するものでございます。

共同設置団体長の任期の定めはありませんので、変更しなければならないものではございませんが、平成22年から7年間務めてこられました清里町より交替要請があり変更するものでございます。

第5条につきましては、地方公務員法の第8条が改正され、第5項が第6項にひとつ繰り下げられたことによる変更となっております。

施行期日につきましては、平成29年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第22号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時23分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第23号 及び 議案第24号

○議長（坂田秀昭君）日程第22、議案第23号、及び日程第23、議案第24号、人権擁護委員候補（者）の推薦について2件を一括して議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました議案第23号及び議案第24号人権擁護委員候補者の推薦について、一括してご説明申し上げます。

議案第23号でございますが、現在の委員である小倉千賀子氏は、平成26年4月に就任されて以来、本町の人権擁護活動にご尽力を頂いておりますが、本年3月31日をもって1期目の任期が満了いたしますことから、次期人権擁護委員の候補者を推薦する必要があるものでございます。

次に、議案第24号でございますが、同じく現在の委員である今井伸子氏は、平成23年7月に

就任されて以来、本町の人権擁護活動にご尽力を頂いておりますが、本年6月30日をもって2期目の任期が満了いたしますことから、同様に次期候補者を推薦必要があるものでございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法におきまして、国民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることが使命とされており、人格・識見ともに優れ、広く社会の事情に通じ、人権擁護について深い理解のある方が求められているところでございます。

これらを勘案し、候補者について検討いたしました結果、現在の委員である小倉氏と今井氏を、引続き適任者として推薦したいと存じますが、別途お配りしている履歴書のとおり活躍されておりました、優れた識見と熱意を有する方でございますので、人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより議会の意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第23号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第24、同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会の委員につきましては、地方公務員法に基づき、3名の委員で構成しておりますが、平成25年に就任いたしました田村昌文委員が、本年度末をもって、1期4年の任期を終えますので、構成する団体で次期委員の選考を行った結果、引き続き田村昌文氏を選任いたしたく、本案をご提案申し上げた次第でございます。

田村氏の経歴につきましては、別途お配りしております履歴書のとおり、置戸町役場に長年勤務されたのち、平成12年から3期にわたり助役・副町長を歴任されており、円満な人柄と豊富な行政経験をお持ちの方でございまして、公平委員に適任と存じますので、選任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第1号、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定いたしました。

◎議案第14号 乃至 議案第19号

○議長（坂田秀昭君）日程第25、議案第14号、乃至日程第30、議案第19号、平成29年度小清水町一般会計予算について、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、平成29年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、平成29年度小清水町介護保険特別会計予算について、平成29年度小清水町簡易水道特別会計予算について、平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より予算編成方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、合わせて各会計予算案の提案説明を求めます。

なお、各会計予算案の歳入歳出に関する事項別の説明につきましては、既に各担当課長より説明を受けておりますので、主要なもののみ説明されたいと思います。

林町長。

○町長（林直樹君）本日ここに、平成29年第2回小清水町議会定例会が開催され、平成29年度の小清水町各会計予算案をはじめ、各般にわたる枢要な案件につきましてのご審議をいただくにあたりまして、予算編成方針と予算案の概要について申し上げ、町議会議員の皆さまをはじめ、町民皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

（予算編成方針・記載省略）

引き続き、議案第14号乃至議案第19号、平成29年度小清水町各会計予算案についてご説明申し上げます。

平成29年度各会計予算案は、一般会計、48億1800万円、国民健康保険特別会計、9億9270万円、後期高齢者医療特別会計、8385万円、介護保険特別会計、5億7329万円、簡易水道特別会計、2億9425万2千円、農業集落排水事業特別会計、3億8195万3千円、合計71億4404万5千円と策定した次第であります。

以下、主要事項を中心として予算案の概要については副町長から説明申し上げますが、何卒よろしくご審議を賜りまして、原案にご協賛くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後とも町政の推進にあたりましては、町議会議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

引き続きまして、今後の町政について述べさせていただきます。

私は平成17年8月小清水町長に初当選させていただきましてから、町民皆さま方の負託を受け町政を担当し早くも11年7ヶ月となり、8月24日で任期満了となります。今日まで身の丈にあった財政運営を目指して町財政の健全化を図りながら、多くの課題に取り組んで参ることが出来ましたのは、町議会をはじめ、各関係機関、諸団体の皆さん、多くの町民の皆さん、町職員の皆さんのご理解とご支援の賜であると深く感謝をいたしております。

次に、私の今後について述べさせていただきます。

結論を先に申し上げますが、私は現在71歳であり8月24日の任期満了日で町長を退任する決意を固め、先般開催されました後援会の拡大役員会でご了承を頂きましたので、この場をお借りして町議会議員の皆さまをはじめ町民の皆さまに表明させていただきます。

町長としての12年を顧みますと、第1には平成19年7月10日国営小清水地区畑地帯総合土地改良完工記念式典を愛ホールで実施し、昭和53年度着工以来、29年間で総事業費897億円の事業が完了し、小清水町の負担金約32億円を平成19年度一括繰り上げ償還し、その後網走市を含む1市4町で維持管理組合を立ち上げ順調に緑ダム等を管理していることでございます。

第2には、平成24年4月に新小清水小学校となりました小学校6校の再編問題が12年間で最大の課題でもあり最大の試練でもありましたが、現在は放課後等児童対策に専任職員を配置し父母の皆さまに納得していただいております。小学校の再編をして良かったと感じております。

第3には、行財政改革で民間企業の育成と活性化を図るために、平成20年度に町道の除排雪を含む維持管理、スクールバス運行、学校給食業務等の民間委託を皮切りに、社会教育・社会体育施設の指定管理者制度の導入、平成26年度からは図書館の指定管理、27年度からは特別養護老人ホーム愛寿苑を北海道厚生連に指定管理をお願いしたことなどから、町職員数は12年前に比較して72名の減、率で41%の減となり懸案事項の行財政改革を強力に推進することが出来ました。

第4には、企業誘致で平成25年に旧北陽小学校の閉校校舎利用で福岡からほがじゃ工場が進出し現在40数名の従業員が働いております。また、平成28年9月にはアウトドア用品製造販売業では国内は勿論のこと世界的にも有名なモンベルと北海道内では3番目となるモンベルフレンドタウン協定の調印を実現しましたので、今後は小清水町でのアウトドアスポーツ振興をモンベルと連携しながら推進する基礎が出来上がりました。

第5は、来年春には道の駅はなやか小清水の東側に、町観光協会の事務所を含むモンベルショップを誘致することが内定いたしましたので施設完成後は新たに数人以上の従業員が勤務予定ですので企業誘致と定住人口の増加が見込まれます。モンベルショップの誘致によって、道東地方のアウトドアスポーツ愛好者は勿論のこと、一般の方々にも小清水町に立ち寄って頂き交流人口の増大を図り町の活性化に寄与するものと確信しております。

私の町長としての12年間は限られた財源の中で少しでも有利な財源を探しながら、町民が求めている施策について10年後、20年後の小清水町を想像しながら町政を推進して参りましたが、至らなかった点は町議会をはじめ、関係機関、諸団体の皆さん、多くの町民の皆さん、町職員の皆さんにお許しいただきたいと存じます。

結びに当たりまして冒頭申し上げましたが、私は71歳でございます。行政課題は山積しておりますが、これからは若い方に新しい発想で小清水町をリードしていただきたいと思っております。

以上、私の今後について述べさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（坂田秀昭君）ここで、午後1時まで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩	午後11時53分
再開	午後12時58分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

森田副町長。

○副町長（森田明君）それでは、各会計予算案の主要事項を中心に説明させていただきます。
7ページをご覧願います。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩	午後13時44分
再開	午後13時58分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

森田副町長。

○副町長（森田明君）それでは、24ページ【7】の商工費関係についてご説明申し上げます。

(各会計予算提案大要説明・記載省略)

○副町長（森田明君）以上をもちまして、平成29年度各会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

明日は、議案調査のため休会にしたいと思います。

したがって、明後日、9日は、午前9時30分より本会議を開きたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、大変ご苦労さまでした。

（午後14時36分）